

様式第六（第3条関係）

新技術等実証に係る新技術等関係規定の解釈等に関する回答書

年 月 日

殿

主務大臣 名

年 月 日付けで別添により確認の求めのあった件について、下記のとおり回答します。

記

1. 新技術等関係規定の解釈及び新技術等実証に対する当該新技術等関係規定の適用関係並びにその理由
2. 現行規定において、新技術等実証の一部の実施が可能である場合にはその範囲又は実施が可能となるための方策がある場合はその内容
3. その他

（注）本回答は、確認を求める対象となる法令（条項）を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提として、現時点における見解を示したものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。